

3 被扶養者の認定を継続するとき(認定区分変更)

被扶養者の認定を受けている者が普通認定又は特別認定に変わる場合には、次により届出をしなければなりません。

変 更 理 由		提 出 書 類
普通認定	扶養手当が支給されるようになった場合	・被扶養者認定・取消申告書 ・扶養手当認定簿の写し
特別認定	扶養手当が支給されなくなったが、引き続き組合員の収入により生計を維持する場合 (再任用となった場合を含む)	・被扶養者認定・取消申告書 ・認定要件が変わったことが確認できる書類(表4)

(注) 1 組合員証、被扶養者証の添付は必要ありません。

2 提出書類について

ア **被扶養者認定・取消申告書** (施行規程別紙様式第15号) を1部提出してください。

イ 右上の認定区分の「普通認定⇒特別認定」又は「特別認定⇒普通認定」の左に○を記入してください。

ウ 理由欄に変更年月日及び変更理由を記入してください。

表4 「認定区分」変更に伴う添付書類

変更理由		添付書類
扶養手当が支給されなくなったが、	まだ学生である。 (大学院生を含む。)	・在学証明書の写し
	就職浪人である。 家事手伝いをしている。	・被扶養者申請理由書 ・市町村長の発行する所得証明書
	アルバイト等をしている。	・被扶養者申請理由書 ・市町村長の発行する所得証明書 ・給与支払(見込み)証明書
	その他	・被扶養者申請理由書 ・市町村長の発行する所得証明書 ・変更内容が確認できる書類
年金額が増えたことにより、扶養手当が支給されなくなった。		・年金額改定通知書の写し又は送金通知の写し ・市町村長の発行する所得証明書

(注) 1 被扶養者申請理由書には、扶養の状況・将来の見通し等をできるだけ具体的に記入してください。

2 別居の場合は送金証明書等も添付してください(学生は除く)。

☆☆参照条文☆☆

法55条、施行規程94条、運営規則12条・19条

様式名

被扶養者認定・取消申告書

記載例

施行規程別紙様式第15号